

## 令和元年度 全国健康保険協会千葉支部の収支について

# 令和元年度 千葉支部の収支について

## 《収入について》

- 令和元年度の収入総額2,384億円となり、前年度から91億円の増（対前年度比+4.0%）となっている。これは千葉支部の被保険者数の増（対前年度比+3.7%）及び標準報酬月額増（対前年度比+1.0%）が理由と考えられる。

## 《支出について》

- 令和元年度の支出総額は2,248億円と前年度から114億円の増（対前年度比+5.3%）となる。その約半分を占める医療給付費については前年度から77億円の増（対前年度比+6.7%）となっている。これは千葉支部の被保険者を含む加入者数の増（対前年度比+2.7%）及び加入者一人当たり医療費の増（前年度比+2.6%）が理由と考えられる。

## 《収支差について》

- 令和元年度の千葉支部の収支差は136億円と前年度から22.3億円の減（対前年度比▲14.1%）となる。全国平均分は▲14.5億円、地域差分は▲7.8億円となっている。
- なお、収支差のうち地域差分の0.2億円については令和3年度の保険料率算定の際に精算することとなるが、保険料率換算しても保険料率に影響しない（±0%）※見込みである。  
※令和元年度の総報酬額の実績に基づく参考値であり、変更となる可能性がある。

## 【令和元年度の収支について】

（単位：百万円）

	収入	支出	収支差		
			計	全国平均分	地域差分
千葉	238,367	224,753	13,614	13,596	18
H30決算	229,250	213,400	15,850	15,044	806
増減	(+9,117)	(+11,353)	(▲2,236)	(▲1,448)	(▲788)
伸び率	(+4.0%)	(+5.3%)	(▲14.1%)	(▲9.6%)	(▲97.8%)
参考					
全国計	9,647,576	9,107,696	539,880	539,880	0
H30決算	9,160,889	8,566,054	594,835	594,835	0
増減	(+486,687)	(+541,643)	(▲54,955)	(▲54,956)	(+0)
伸び率	(+5.3%)	(+6.3%)	(▲9.2%)	(▲9.2%)	-

※百万円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

## 【収支差の考え方】

### ○全国平均分

適用した保険料率の全国平均が実績の均衡保険料率に比べて高く、剰余となったことを表すものとなる。便宜的に各支部に振り分けているもので、実際に各支部に割り当てられたものではない。

### ○地域差分

加入者一人当たり医療給付費の全国平均との差の実績が保険料率算定時の見込みから乖離した影響を表すもので、当該年度の医療費が保険料率算定時より低ければプラス、高ければマイナスとなる。

# 令和元年度 千葉支部の収支の内訳について

## 【令和元年度の収入について】

(単位：百万円)

	収入	保険料収入		その他収入		
		一般分	一般分	債権回収 以外	債権回収	
千葉	238,367	237,083	237,039	1,285	1,039	245
H30決算	229,250	228,697	228,649	553	152	401
増減	(+9,117)	(+8,386)	(+8,390)	(+732)	(+887)	(▲156)
伸び率	(+4.0%)	(+3.7%)	(+3.7%)	(+132.5%)	(+583.9%)	(▲38.9%)
参考	全国計	9,647,576	9,593,872	9,592,138	53,704	41,269
H30決算	9,160,889	9,142,915	9,140,996	17,973	6,007	11,966
増減	(+486,687)	(+450,957)	(+451,142)	(+35,731)	(+35,262)	(+469)
伸び率	(+5.3%)	(+4.9%)	(+4.9%)	(+198.8%)	(+587.0%)	(+3.9%)

## ≪(参考) 各種指標の増減等について≫

	加入者数	被保険者数	被扶養者数	標準報酬月額	加入者一人 当たり医療費	
						千葉
H30	961,161 人	585,361 人	375,800 人	304,037 円	172,438 円	
増減	+ 25,706 人	+ 21,397 人	+ 4,309 人	+ 2,954 円	+ 4,432 円	
伸び率	(+2.7%)	(+3.7%)	(+1.1%)	(+1.0%)	(+2.6%)	
参考	全国	4,034.3 万人	2,473.2 万人	1,561.1 万人	290,742 円	180,615 円
H30	3,923.6 万人	2,365.6 万人	1,558.0 万人	288,762 円	176,133 円	
増減	+ 110.7 万人	+ 107.6 万人	+ 3.1 万人	+ 1,980 円	+ 4,482 円	
伸び率	(+2.8%)	(+4.5%)	(+0.2%)	(+0.7%)	(+2.5%)	

## 【令和元年度の支出について】

(単位：百万円)

	支出	医療給付費 (国庫補助を除く) (調整後)							現金給付費等 (国庫補助等 を除く)	前期高齢者 納付金等 (国庫補助を 除く)	業務経費 (国庫補助を 除く)	一般管理費 (国庫負担を 除く)	その他支出	平成29年度の 収支差の精算	
		医療給付費 (A) - (B)	医療給付費 (A)	震災特例分(B)		年齢 調整額	所得 調整額	激変緩和							
				平成28年度の協 会手当分 (B1)	波及増分 (B2)										
千葉	224,753	122,421	120,718	120,718			▲2,618	3,615	706	11,092	86,118	3,429	1,094	877	▲278
H30決算	213,400	114,763	111,693	111,693			▲2,150	3,848	1,373	10,215	83,202	3,122	952	853	292
増減	(+11,353)	(+7,657)	(+9,025)	(+9,025)			(▲468)	(▲233)	(▲667)	(+877)	(+2,916)	(+308)	(+142)	(+24)	(▲570)
伸び率	(+5.3%)	(+6.7%)	(+8.1%)	(+8.1%)			(+21.7%)	(▲6.0%)	(▲48.6%)	(+8.6%)	(+3.5%)	(+9.9%)	(+14.9%)	(+2.8%)	-
参考	全国計	9,107,696	5,033,228	5,033,228	5,037,816	2,270	2,318			440,451	3,419,592	136,178	43,441	34,806	0
H30決算	8,566,054	4,677,382	4,677,382	4,681,495	1,895	2,219				403,926	3,289,872	123,436	37,643	33,721	0
増減	(+541,643)	(+355,846)	(+355,846)	(+356,321)	(+376)	(+99)	(+0)	(+0)	(+0)	(+36,525)	(+129,721)	(+12,741)	(+5,798)	(+1,086)	(+0)
伸び率	(+6.3%)	(+7.6%)	(+7.6%)	(+7.6%)	(+19.8%)	(+4.5%)	-	-	-	(+9.0%)	(+3.9%)	(+10.3%)	(+15.4%)	(+3.2%)	-

1. 年齢調整額、所得調整額、激変緩和のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
2. 債権回収は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
3. 医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う令和元年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
4. (B1) は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災及び熊本地震に伴う平成29年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A) から控除するものである。  
また、(B2) は、東日本大震災等に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分 (国庫補助を除く。波及増分) を表す。
5. 「平成29年度の収支差の精算」は、平成29年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算 (健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの) を表す。
6. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分 (B2) が暫定値であるため、数値は今後変わります。

# 《参考》都道府県単位保険料率の算定について

## ○協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

- 都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。
- 都道府県単位保険料率になることで、保険料率が大幅に上昇する場合には、激変緩和措置を講じる。

全国一本の保険料率  
(20年9月まで)

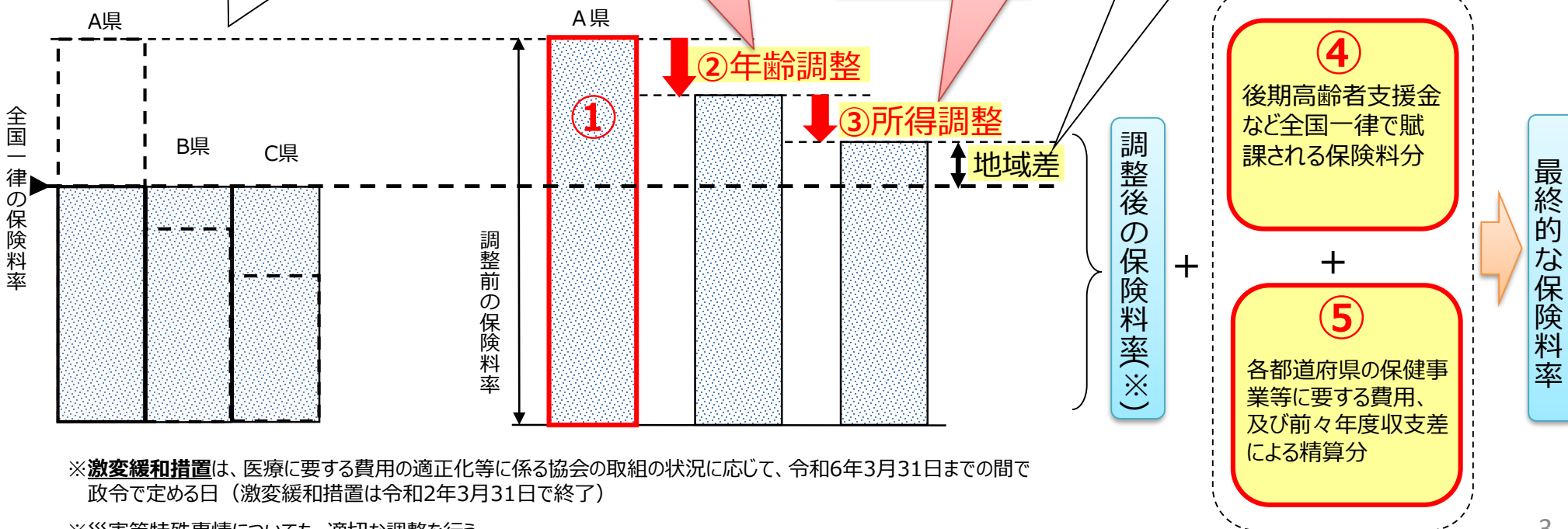
都道府県単位保険料率 (20年10月から) : 年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

都道府県ごとの医療費の水準にかかわらず保険料率は一律

年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整

所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。



※**激変緩和措置**は、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて、令和6年3月31日までの間で政令で定める日（激変緩和措置は令和2年3月31日で終了）

※災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。